

令和8年度

いじめ防止基本方針

目黒区立第一中学校

目黒区立第一中学校 いじめ防止基本方針

目黒区立第一中学校いじめ防止基本方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という）は、いじめ防止対策推進法第13条、東京都いじめ防止対策推進基本方針及び目黒区いじめ防止対策基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめに対する基本的な認識

いじめは、いじめを受けた生徒の人権と教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命を重大な危険におとしいれたり、その心に生涯消えない深い傷を残したりするものである。いじめは、いじめ防止対策推進法第4条にも「生徒等は、いじめを行ってはならない。」と規定されている通り、重大な人権侵害であるとともに絶対に許されない行為であり、いじめを防止するために、学校、家庭、地域その他の関係機関が相互に連携して取り組む必要がある。

このような認識をすべての教職員で共有するとともに、いじめはどの生徒にも、どの学級においても起こり得るものとの認識に立ち、生徒が安心して学校生活を送ることができるよういじめの防止等に取り組んでいかなければならない。

なお、いじめの防止等に取り組むに当たっては、関係する生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に取組を進めていく。

（2）学校及び教職員の責務

- ・全ての教育活動を通じて生徒の豊かな情操や道徳心、心の通い合う人間関係を構築する力を育成すること。
- ・いじめについて考えたり、話し合ったりする活動の場を設定し、いじめを許さない意識を醸成すること。
- ・教職員による生徒の様子の見守りを行うことや、アンケート等を活用していじめの早期発見に努めるなど、組織的に対応すること。
- ・地域全体でいじめの未然防止に取り組めるよう、地域や保護者へいじめの未然防止についての啓発活動を行うこと。
- ・いじめを発見した場合、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、適切かつ迅速にいじめの解決を図るとともに、いじめを受けた生徒を守る取組を徹底すること。
- ・いじめを受けた生徒を守るとともに、いじめを行った生徒を、教育的配慮の下、いじめに至った経緯などを理解し、適切に指導すること。

(3) 保護者の責務

- ・保護する生徒がいじめを行わないように規範意識を養うための教育等に努めること。
- ・保護する生徒がいじめを受け、又その疑いがあると思うときは区、学校及び関係機関と連携を図るなど適切にいじめからの保護を図ること。
- ・区及び学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力するよう努めること。

3 いじめの防止等の対策に係る組織

(1) 学校いじめ対策委員会の設置

本校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ防止対策委員会を置く。学校いじめ対策委員会は、いじめ対策について意思決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための中核的役割を果たす。

ア 学校いじめ対策委員会の構成員

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。

イ 学校いじめ対策委員の役割

本校におけるいじめの防止等の対策について、次に掲げる事項等について取り組む。

- ①学校基本方針に基づく取組みの実施及び具体的な年間計画の作成
- ②具体的で実効性のある校内研修の企画
- ③実態把握及び情報収集
- ④いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の決定等組織的な対応
- ⑤いじめ事案に関する事実関係の調査
- ⑥再発防止に向けた取組みの実施
- ⑦週に1回行われる企画会議で実施

ウ 学校サポートチームの設置

学校だけでは対応しきれない場合は、学校いじめ対策委員会を支援する組織として「学校サポートチーム」を置く。

「学校サポートチーム」は、警察職員、児童相談所、こども家庭支援センター、学校医、スクールソーシャルワーカー等とし、事案により検討する。

4 いじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止に向けた取組

次に掲げるような取組を計画的に行うことで、生徒及び教職員の意識を高め、いじめを許さない校風づくりにつなげていく。

- ア 「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用したセルフチェックや校内研修を実施する。
- イ 人権教育や道徳教育を充実させる。
- ウ 言語活動、体験活動等とおしてコミュニケーション能力の育成を図る。
- エ 学校行事・学級経営の充実と望ましい集団活動の育成を図る。
- オ 学級活動（係活動や班活動等）の充実を図るとともに、望ましい人間関係の構築に向けた支援を行う。
- カ 生徒会・専門委員会による学校生活をよりよいものにする活動の実施・充実を図る。
- キ 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取組の充実を図る。
- ク 生徒会や地域等の主催によるあいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実を図る。
- ケ 教育相談、各種たよりなどを通じた家庭との連携・協力の強化する。

(2) 早期発見に対する取り組み

いじめを早期発見するために以下の取り組みを行う。

- ア 定期的（年3回以上）の記名によるアンケート調査及び年1回以上の無記名による調査を実施
- イ 定期的に生徒と学級担任やスクールカウンセラー等との個人面談を行い、生徒の様子を見ながら、本人や友人のこと、学級、部活動のことなどを把握する。
- ウ 保健室や相談室等の利用や学習用情報端末からアクセスできる相談窓口の周知等による、相談体制を整備するとともに、精神的に不安定な状態になった場合の避難場所としての保健室や相談室利用についても周知する。
- エ 管理職、スクールカウンセラーを含む全教員が校内巡回等を行い、複数の教員の複層的な視点から、生徒の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるとともに、学校全体で生徒を見守っているというメッセージを発する。
- オ いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらい、保護者からの早期の情報提供を受けられるよう、保護者会等に機会を捉えて「学校いじめ防止基本方針」等について説明を行う。

(3) 早期対応に対する取り組み

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すことを前提として、次のような組織的な対応を速やかに行う。

- ア いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。また、いじめた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該生徒が抱える課題や悩みを理解する等の教育的配慮の下、再発防止に向けて毅然とした態度で適切に指導するとともに生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。
- イ いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等は、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害生徒及び保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。
- ウ 学校は、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための適切な対応方針を決定し、学校全体で対応方針を共有して取り組む。迅速に組織的な対応を行うため、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図る。
- エ 学校は、把握した情報に基づいて「いじめに関する生徒の記録（個票）」を作成し、学校全体で共有するとともに、教育委員会への提出をもって教育委員会とも情報共有を図る。
- オ いじめの指導後、問題が一見解決したかに見えても、表面的に収まっているだけであるということも考えられる。二次的ないじめの発生を抑え、いじめを陰湿化させないためにも、事後も被害生徒への定期的なカウンセリング等を行い、粘り強く見守り続ける。

(4) 特別な支援を必要とする生徒への配慮について

特別な支援を必要とする生徒に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し、解消を図ったりするには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。そのため、当該生徒に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。

ア 常に教員の目が行き届く見守り体制づくりをする

清掃活動、休み時間、給食準備、朝の会（帰りの会）等、担任一人で見守ることが困難な時間帯については、全教職員で対応できるよう体制づくりを行う。

イ 全教職員での情報共有

職員会議や教育相談部会等の場を活用し、当該生徒・生徒に係る情報を全教職員で積極的に共有できる機会を確保する。また、巡回指導員と担任の連携を密に図る。

(5) インターネットを通じて行われているいじめへの対応について

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処されるようにする。

ア メールやLINE、SNS等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、全教職員で情報モラル教育を実施するとともに、セーフティー教室等の安全指導の中で、生徒、保護者、地域への啓発に努め、インターネットを使いたいじめの未然防止を図る。

イ 保護者会や、家庭教育学級の研修会等でメールやLINE、SNS等のメディアの特殊性による危険性やトラブルについてなどの話題を取り入れたりしながら家庭への啓発を図っていく。

ウ メールやLINE、SNS等のメディア利用によるいじめを認知した場合は、関係機関と連携して早期対応に努める。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、次のような事態をいう。

ア いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められるとき。

イ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。（いじめ対策推進法第28条）

アの「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合が想定される。

「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」等。

イの「相当の期間」とは、国の問題行動調査における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。一定期間連続しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

ただし、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。また、生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして適切に対応を進める。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

(3) 重大事態の調査主体と調査組織

いじめ事案に係る調査は、基本的には学校で行うが、重大事態の調査については、対象事案に応じて教育委員会の判断により、教育委員会が主体となって行う場合がある。

ア 学校が主体となって調査を行う場合

「いじめ対策委員会」を母体として、「学校サポートチーム」を加えるなど、公立性・中立性の確保に努めた構成により、校長が組織を設置して調査を行う。なお、学校が調査主体となる場合であっても、いじめ防止対策推進法第28条第3項に基づき、教育委員会から必要な指導又は人的措置も含めた支援を受ける。

(4) 重大事態の調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、あくまでも学校と教育委員会が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るためのものである。なお、調査に当たっては、文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき進める。

以 上